

## プラタス島(東沙島)状況(村瀬次郎薬剤師の報告)

薬学雑誌 1909 年度 731 頁, 969 頁(明治 42 年)

日本が戦後放棄した海外領土に、南シナ海の諸群島がある。そのうちベトナム沖の西沙、中沙、南沙諸島に、近年中国が人口 260 人の「三沙市」をつくり、大陸の 2 割にもなる広い海域の領有を主張、ASEAN 諸国ともめている。その東、香港とフィリピンの間にある東沙諸島は、台湾と中国で領有を争っている。薬学雑誌を読んでいたなら、なんとその東沙諸島が「地区通信」欄に 2 回出てきた。

当時、台湾をもつ日本と清国が領有をめぐる争ったが、無事落着し、清国帰属が確認された。そこで気候、水質などの調査のため、広東の軍医学校薬学科卒業の清国人 2 人が東沙島に渡ったという記事がひとつ。1909 年といえば、日本が一番強かった時代であり、清に譲ったというのはなかなか良い話だ。

ところが、実質は日本が支配していたようである。西澤島とも呼ばれるこの島は、炭酸石灰からなる小さな砂州で、鳥の糞が積もって一部が燐酸石灰になっている。物産は燐鉱の

ほか、鼈甲亀と海草のみ。炎熱と害虫のため作物はあまりとれず、水は亜硝酸、燐酸、石灰を含む。当時の薬剤師は偉かった。燐鉱石分析と衛生指導のために渡航した村瀬氏は、義憤をもって島の状況を薬誌で告発する。「斯かる毒水を飲料に使用する島治者の暴、極まれりと言ふべし」。

島治法は私法専制的で、監獄以上の酷政をもって取り締まる。命令の確実遵守を保するがため、ことごとく罰金刑を付す。月給 10 円(男子壮年)のところ、賭博 5 円、喧嘩 1 円 50 銭、粗末な宿舎で明かりがないため壁板の節穴を大きくしたという咎で 5 円、軽便レールの車両を破損したと 1 円 50 銭。これら罰金は貯めて、病人を帰郷さすとき、死亡者の遺族に弔慰金とするときに使うと言うが、使ったためしなし。

大人は全員働く義務を負わせ、病気、天候で休業したら月給から差し引き、家族で病気等働けぬものがいたら女子 4 円、子供 1 円 50 銭の食費を徴収。その食事も、耐えられない臭いの亀肉すらないときは副食物が一家 4 人で沢庵 6 切れという粗末さ。帰郷せん(逃げよう)とするものには制肘を加え、容易に帰郷せしめず、と描写は 7 頁にわたっている。

小林 力